

# 岐阜駅北口駅前広場ほか1 施設電気需給仕様書

## 1 概要

- (1) 件名 岐阜駅北口駅前広場ほか1 施設で使用する電気
- (2) 供給場所 岐阜市長が指定する場所
- (3) 供給設備 別紙1のとおり
- (4) 業種及び用途 駅前広場

## 2 仕様

- (1) 供給電気方式等  
岐阜駅北口駅前広場  
ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし  
イ 標準電圧 6,600V  
ウ 標準周波数 60Hz  
岐阜駅南口駅前広場  
ア 電気方式 交流3相3線式 予備線なし  
イ 標準電圧 6,600V  
ウ 標準周波数 60Hz
- (2) 予定契約電力、予定使用電力量等  
ア 別紙2のとおり
- (3) 供給期間  
令和2年12月の検針日から令和3年12月の検針日の前日まで
- (4) 電力量計  
ア スマートメーター（財産については岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者のものである。）  
イ 検針日または検針日程 毎月1日の午前0:00
- (5) 需給地点及び責任分界点  
岐阜駅北口駅前広場：キュービクル内の開閉器の電源側接続点  
岐阜駅南口駅前広場：3端子開閉器箱の負荷側接続点
- (6) 供給期間中の電力の契約に影響するような電気設備の変更予定なし
- (7) 耐雪用電力、自家発補給電力等の付帯契約なし
- (8) 自家発電設備、太陽光発電設備等の有無 別紙1のとおり

## 3 その他特記事項

- (1) 電気料金の計算方法  
ア 1月（前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間）毎に算定する。  
イ 基本料金＝基本料金契約単価×契約電力×（185%－力率）  
（※力率割引については基本料金が定額の場合、力率による割引を設定しない場合を除く。）  
ウ 電力量料金＝電力量料金契約単価×使用電力量＋燃料費調整単価×使用電力量  
エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用電力量  
オ 毎月の電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金（消費税及び地方消費税相当分を含む。）  
カ 燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価及び適用期間は、原則、岐阜市を供給区域とする一般送配電事業者に準ずることとする。  
キ 契約電力および最大需要電力の単位は、キロワットとし、小数点以下を四捨五入する。  
ク 使用電力量の単位は、キロワット時とし、小数点以下を四捨五入する。  
ケ 力率の単位は、パーセントとし小数点以下を四捨五入する。  
コ 料金その他の計算における合計金額については、1円未満の端数は切り捨てる。

(2) 電気料金の請求及び支払い

ア 電気料金の支払いは毎月とし、受注者は（１）に基づき算定された電気料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書は書面で別紙１の送付先に送付すること。（WEBでの対応は不可）

ウ 請求の際には、請求書のほか、施設毎に内訳（最大需要電力、契約電力、使用電力量、力率、料金等）を添付すること。（WEBでの対応は可）

エ 支払いは納付書による入金のほか、指定の口座への振込とする。

(3) 現在の供給者

丸紅新電力 株式会社

(4) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(5) 今回の契約を実行するため、設備改造等の費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(6) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

別紙1 需給場所一覧

No.	施設名	住 所	附属設備	請求書送付先
1	岐阜駅北口 駅前広場	岐阜市橋本町一丁目地内	太陽光発電 2.5kW	500-8701 岐阜市今沢町18番地 岐阜市役所 本庁舎
2	岐阜駅南口 駅前広場	岐阜市加納栄町通一丁目 ほか 2地内		岐阜市役所 駅周辺事業推進課

別紙2 予定契約電力・予定使用電力量

No.	施設名	契約電力 (kW)	使用電力量(kWh)														
			区分	R2	R3											合計	
				12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月		
1	岐阜駅北口駅前広場	115	重負荷									4600	4500	4200			13300
			昼間	17600	16100	15000	15000	16700	13800	16800	12200	12600	14000	20200	19100	189100	
			夜間	21700	22200	18900	18800	19300	21500	16600	18200	19700	20000	21400	20200	238500	
2	岐阜駅南口駅前広場	39	夏季									10400	11500	11400			33300
			その他季	12300	11600	11200	11700	9600	10900	10700					10100	10200	98300
合 計				51600	49900	45100	45500	45600	46200	44100	45400	48300	49600	51700	49500	572500	

※ 契約電力が 500kW 未満の施設の実際の契約電力は、その月の最大需要電力と前 11 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

※ 予定平均力率は 100%とする。

※ 使用電力量はいずれも予定数量であり、実際の取引においては検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。

※ 夏季は 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、その他季は夏季以外の期間とし、夏季の 10 時から 17 時までを重負荷時間としている。

昼間時間は 8 時から 22 時までの時間（重負荷時間を除く。）、夜間時間は重負荷時間および昼間時間以外の時間としている。

休日（日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1 月 2 日、1 月 3 日、4 月 30 日、5 月 1 日、5 月 2 日、12 月 30 日および 12 月 31 日）は、終日夜間時間の料金を適用している。